

○介護職員等処遇改善加算に関する個別相談窓口（コールセンター）について

- 介護職員等処遇改善加算の継続的な取得にあたっては、毎年度、計画書や実績報告書の提出が必要であることなどを踏まえ、川崎市内事業所向けの介護職員等処遇改善加算に関する個別相談窓口（コールセンター）を設置しています。

- 本加算に関する相談や質問等があれば、下記相談窓口にお問い合わせください。

【電話】 045-211-5871

※平日の9時から17時まで受付（土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)は除く）

【メール】 kawasaki-14@kaigo-center.or.jp

※原則として3営業日以内に回答予定

- このコールセンターは「公益財団法人 介護労働安定センター 神奈川支部」が川崎市の委託を受けて運営するもので、川崎市による指定を受けた事業者向けの案内を行うものです。
- 介護職員等処遇改善加算の内容や要件に関する御案内のほか、本加算の取得に向けた具体的な手続き方法（各種書類・様式の作成補助や、川崎市への届出提出に関する案内等）などについても可能な範囲で相談に応じます。
- 本加算の取得要件を満たすための専門的な相談の場合、社会保険労務士が対応します。
- その他の詳細については、下記の本市ホームページを御確認ください。
<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000170178.html>